

質疑	回答
1 小児科においては、患者全員が電話してから受診することは難しい。	2009年も一番混乱したのが小児科でした。対応方法は今後の課題です。
2 抗インフルエンザ薬のタミフルは、新型インフルエンザに有効なのか？また、新型インフルエンザワクチンの有効性は？	<p>2009年のパンデミックインフルエンザの際、日本は他国と比較してパンデミックインフルエンザの死亡率が低く、その理由としてノイラミニダーゼ阻害剤を一律に早期投与していたことが主な要因と報告されました (J Infect. 2011 Oct;63(4):288-94.)。その多くはオセルタミビルであったことから、H1N1pdm2009に対してオセルタミビルは有効であったと考えます。</p> <p>インフルエンザワクチンの有効性については、下記のように有効性を示すデータが得られております。</p> <p>MMWR.2013;62,RR7,1-42. Lancet Infect Dis. 2012;12:36-44.</p>
3 マスクの適切な使用方法について、もう少し具体的に教えてください。（勤務時は常に着用すべきか）	アウトブレイク時には、勤務時間は常にマスクを着用するのが望ましいと考えます。また、適切に着用することが重要で、所謂あごマスクや鼻マスクは避けるべきなのでしょう。
4 新型インフルエンザ等の発生初期の対応策について、具体的に教えてほしい。	<p>詳細は下記をご参照ください。</p> <p>http://www.medic.mie-u.ac.jp/kansen-seigy/research/images/2015.6%20influenza_kansentaisaku.pdf</p>
5 2009年の新型インフルエンザの症状は季節性と違っていたか。治療方法は季節性インフルエンザと違っていたのか。	<p>小児のデータですが、新型インフルエンザの症状は季節性インフルエンザのそれと大きな差異はなかったようです。また、基本的な治療方針にも差異はなかったようです。</p> <p>http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/influenza_091217.pdf</p>
6 練馬区内の感染症診療協力医療機関は公表されていないことだが、実際はどのように案内するのか。	<p>診療協力医療機関は一般には公表されておらず、保健所（相談センター）が新型インフルエンザ疑い患者を把握した際に調整の上、紹介・受診していただくことになっております。</p> <p>診療協力医療機関の指定は、東京都が医療圏のブロック単位で行っています。練馬区が所属するのは区西部・区西北部ブロックで、同ブロックの7区（新宿区・中野区・杉並区・豊島区・北区・板橋区）が情報を共有しています。</p> <p>区内の診療協力医療機関に患者受け入れ依頼を行うこととなりますが、区内の医療機関にて受け入れ不能な場合には、ブロック内の他区医療機関に受け入れ依頼を行う可能性もあります。</p> <p>しかしながら、新型インフルエンザ等疑い患者が、相談センターを介さずに一般医療機関を受診する可能性もありますので、一般医療機関においても日頃から院内感染対策を行っていく必要があります。</p>

	質疑	回答
7	一般医療機関に新型インフルエンザ等疑い患者が受診した場合、どのような対応をするのか。	<p>国内発生の初期段階に一般医療機関に疑い患者が受診した場合には、症例定義を確認し、該当する場合は、練馬区保健所（相談センター）へご連絡ください。該当にならない患者については、通常の診療を行ってください。</p> <p>都内流行期（パンデミック）になった際は、上記の対応は終了します。都内流行期には、全ての医療機関において診療していただくことになります。</p> <p>診療協力医療機関においても、新型インフルエンザであるか確定検査はできません。診療協力医療機関では、通常の簡易キット等でインフルエンザのスクリーニングを行い、インフルエンザ陽性であれば、東京都健康安全研究センターでPCR検査を実施することを想定しています。</p>
8	相談センターについては、区民にどのように広報していくのか。	<p>2009年の新型インフルエンザ発生の際は、海外発生の段階で、プレスリリースを行い、区公式ホームページおよび区報において広報いたしました。</p> <p>今後、新型インフルエンザ等が発生した際には、上記と合わせて、TwitterやFacebook、ねりま子育てサポートナビ等を活用してより広く情報提供を出来るように対応いたします。</p>
9	相談センターはどのような対応をするのか。	<p>厚労省から発表される症例定義（渡航歴や症状等）についてご相談者から聴取します。新型インフルエンザの症例定義に該当する場合は、感染症診療協力医療機関の受診を調整し、案内します。該当しない場合は、その他の医療機関を案内いたします。</p> <p>また、新型インフルエンザの発生状況、症状などの情報提供を行います。</p>
10	特定接種未登録医療機関も診療に協力することが事前予測される。特定接種の優先順位として事前登録の有無は無くすべきではないか。	<p>特定接種については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第28条）に規定されています。また「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日付新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）（以下「国のガイドライン」という。）」には以下のとおり示されています。</p> <p>「備蓄ワクチンを使用する場合、特定接種の対象者は1,000万人の範囲内と想定することができる。また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、ワクチンの供給量が初期には十分でないおそれがあるという意味で事態が切迫しており、より限定的に実施する必要がある、といった状況を踏まえ、登録することとする。なお、登録数については、登録内容および接種対象者の精査を実施した後に、適宜見直すことを想定している（3年に1回程度）。」</p> <p>なお、平成31年度に特定接種の新規登録を再度行うことになっております。すでに登録されている医療機関も平成31年度に登録内容の変更が出来る予定となっております。詳しくは厚労省の通知をお待ちください。</p>

	質疑	回答
11	住民接種はどのように実施するのか。	<p>住民接種は、国のガイドラインでは原則集団接種とし、100人以上を単位とした集団接種の体制を構築することとされています。</p> <p>練馬区における実施規模は、現在算定中ですが、60万人以上になると見込んでいます。</p> <p>実施体制は、区内公共施設（保健相談所や区立施設等）を会場とする集団接種を原則とし、区内の医療機関の休診日や休診時間帯を利用した集団接種の併用の可能性も想定していますが、接種に従事していただく方や優先接種者については、検討中です。</p> <p>今後、関係機関と協議させていただきたいと思っています。</p>
12	東京都と練馬区の連携について。	<p>東京都においては、新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）やブロック別感染症地域医療確保計画を策定しています。</p> <p>計画を策定するにあたり、感染症医療体制協議会および感染症地域医療体制ブロック協議会が設置され、その構成員に各区保健所代表者が定められております。主にブロック協議会において、地域における医療確保に関することが協議されます。都から得られた情報については、区の医療対策連絡会において情報共有しております。</p>
13	練馬区では、幼稚園や小中学校への対応はどのように検討しているか。	<p>練馬区では平成24年より保育園が学校等欠席者・感染症情報システムを導入しており、平成30年10月1日から、幼稚園・小中学校でも導入しております。</p> <p>各学校は日々の欠席状況をシステムに入力します。臨時休業、出席停止、欠席急増時にはシステムを通して教育委員会、医師会、学校医にアラートメールが送られます。その後、臨時休業については、教育委員会から練馬区保健所、東京都に報告されることになっています。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記に合わせて教育委員会と連携を図っていきます。</p>